政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

令和五年十月三十一日

神奈川県選挙管理委員会
委員長　保　阪　　努

(一)　法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
久保田浩孝	久保田ひろたか後援会	五、九、一
沼沢　和明	ぬまざわ和明後援会	五、九、二九
山田　晴彦	山田はるひこ後援会	五、九、二六